

上下水道局自動販売機設置者選定に係る募集要領

熊本市上下水道局では、自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）の選定を条件付一般競争入札にて行います。

入札参加を希望される方は、この募集要領の内容をご理解のうえお申し込みください。

1 設置場所及び設置台数等

別添「貸付物件説明書」のとおり

2 競争入札参加資格

本件入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年10月31日施行）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (4) 個人の場合は熊本市に住所を、法人の場合は熊本市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本局と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (7) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (8) 自動販売機の入札において、落札者の都合で契約にいたらなかった事実があった場合は、その事実から3年を経過していること。
- (9) 本局との自動販売機の契約期間中において、借受人の都合により解約となった事実があった場合は、その事実から1年を経過していること。

3 自販機の設置条件等

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

2019年（平成31年）4月1日から2024年（平成36年）3月31日まで。ただし、上下水道局が公用又は公共用に供する必要が生じたとき、局有財産に

自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）が入札参加資格条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他上下水道局が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。

イ 貸付料

物件の設置場所が屋内のため、入札した価格に100分の108を乗じて得た額をもって月額貸付料とする。

なお、貸付料の支払いについては、年度ごとに貸付料の年額分を上下水道局の発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

ウ 必要経費の負担

設置事業者は、電気子メーター、水道メーター（カップ式のみ）を設置するものし、設置及び撤去に係る一切の費用については、設置事業者の負担とする。

エ 光熱水費の徴収

光熱水費については、設置事業者の負担とし、実費相当分を上下水道局が発行する納付書により毎月指定期日までに納入すること。

(ア) 電気使用料については、自動販売機の電気料金算定に係る運用規定により算定した額とする。

(イ) 水道料金（カップ式のみ）については、使用水量（1立方メートル未満の場合は、1立方メートルとして計算）に従量料金を乗じた額とする。

(2) 使用上の制限等

ア 設置事業者は使用許可部分を第三者に使用させることはできない。ただし、貸付人の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

イ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、上下水道局の指示に従うこと。

ウ 販売品目については、事前に上下水道局と協議すること。

エ 販売品目の価格については、標準小売価格より低廉な価格で販売すること。

オ 酒類の販売は行わないこと。

(3) 維持管理責任

ア 商品の補充、金銭管理などの自販機の維持管理については、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

イ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令等を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

ウ 設置する自販機には、故障発生時の緊急連絡先を明示するとともに、自販機利用者のクレームに対しては、設置事業者の責任において迅速に対応すること。

エ 自販機の設置に当たっては、据付面を十分に確保し、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講ずること。

オ 設置事業者は、貸付期間の満了又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用については設置事業者の負担とする。

(4) その他

ア 省エネルギー・ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種 of 自販機を設置することとし、物件番号1及び3に設置する自販機については、バリアフリー対応機種とする。

イ カップ式自販機については、フタ付とし、コーヒー（ドリップ式）のほか、数種類の飲料を取り扱う水道直結方式（逆止弁付）の自販機とする。

ウ 自販機1台ごとに缶・ペットボトル等の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分するとともに周囲の清掃を行うこと。

エ 上下水道局が実施する電気設備の点検等のための停電作業に協力すること。

オ 設置条件については、これに定めるもののほか、その他関係規定によるものとする。

4 申請手続等

(1) 提出書類（各1部）

No.	提出書類	法人	個人	摘要
1	入札参加資格申請書兼誓約書（様式1）	○	○	
2	法人登記簿謄本	○		現在事項全部証明書
3	住民票		○	
4	印鑑登録証明書（個人）、印鑑証明書（法人）	○	○	
5	市町村税の「滞納がないことの証明書」	○	○	市町村窓口で取得
6	消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）	○	○	所轄の税務署で取得
7	水道料金等滞納有無調査承諾書（様式2）	○	○	
8	役員等名簿及び照会承諾書（様式3）	○	○	

※1 各種証明書等は、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

※2 様式については、入札参加資格申請書提出日時点において記載してください。
また、熊本市上下水道局が必要と認める場合は、上記以外にも追加資料を求められることがあります。

(2) 受付期間及び方法

平成31年1月11日（金）から平成31年1月23日（水）までの午前9時から午後5時まで（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く）

(3) 提出先（担当部局）

862 - 8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
熊本市上下水道局総務部総務課
電話096 - 381 - 4063（直通）

(4) 提出方法

受付期間内に(3)に直接持参して提出してください。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

(5) 競争入札参加資格の確認及び通知

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

5 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

7 募集要領等に対する質問

(1) 募集要領等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間

平成31年1月11日（金）から平成31年2月8日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

4(3)の担当部局

ファックス : 096-384-4135

メールアドレス : suidousoumu@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

平成31年2月8日(金)までに開始し、平成31年2月15日(金)までとする。

イ 閲覧場所

4(3)の担当部局

8 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

9 入札等

(1) 4(5)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

ア 入札日時

平成31年2月15日(金)午前10時00分から物件番号順に入札を実施する。

イ 入札場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局別館1階入札室

ウ 入札方法

入札書を持参して行うこととし、郵送及び電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

(2) 入札金額は、月額貸付料を記載すること。屋内物件は、原則として月額貸付料に消費税がかかるため、入札金額は消費税額を抜いた金額を記載すること。なお、入札の最低貸付料は、「熊本市上下水道局行政財産使用規程第5条別表の運用について」で定められた額(屋内は月額1,000円/m²(消費税込)に貸付面積を乗じた額)となるため、貸付物件説明書に記載する最低月額貸付料以上の金額(税抜の月額)を記載しなければならない。

(3) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。

(4) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。

(5) 熊本市工事競争入札心得(平成2年告示第107号)第5条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

(6) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1 0 落札者の決定方法

- (1) 最低月額貸付料以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

1 1 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除する。ただし、落札者の都合で契約にいたらなかった場合には、今後3年間この入札への参加はできないものとする。
- (3) 契約の手続き
落札者は、原則として物件ごとに、貸付契約を熊本市上下水道局と締結する。契約後の自販機の設置に関しては、各施設の担当者と落札者が協議し行うものとする。
- (4) 契約保証金
ア 熊本市上下水道局契約事務取扱規程第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。
イ 契約保証金は、熊本市上下水道局が発行する納入通知書により契約日までに納入すること。
ウ 貸付契約締結後、落札者が契約上の義務を履行しない場合は、契約保証金は、熊本市上下水道局に帰属する。
- (5) 契約書（案）
熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、4(3)の担当部局で閲覧に供する。
- (6) 申請書等に関する事項
ア 受付期間内に申請書等を提出しなかった場合は、入札参加者として認められないものとする。
イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
ウ 提出された申請書等は、返却しない。
エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除

等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (7) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (8) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が2に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (9) 申請書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。
- (10) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）